



# 上尾市

# 農業委員会だより

第16号  
令和4年1月

編集・発行  
上尾市農業委員会

事務局  
上尾市本町三丁目1番1号  
電話 048-775-9694



平野観光農園  
(園内、芋掘り、  
キウイフルーツ  
狩りの様子)

# 謹賀新年

上尾市農業委員会  
会長 今川 修一



新年、明けましておめでとうございます。  
日頃より農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に対し、皆様のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

国内では、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症により社会・経済が大きな影響を受け、食料消費面や農業生産・販売面にも影響が生じました。食料の安定供給を進めるためには、農業生産の増大はもちろん、食料自給率の向上や生産から流通、消費までのいわゆるサプライチェーンの全体を見通した対応が必要になってくるものと感じました。

一方、本市においては、高齢化の進行等による担い手不足や農業従事者が減少する中で、遊休農地の解消・活用が大きな課題となっております。

このような中、本市農業委員会では、令和3年9月15日に、畠山市長に対して「上尾市の農業施策への意見書」を提出いたしました。これは、「農業委員会等に関する法律」に基づき行うもので、本市の農業振興施策に反映していただくことを目的としています。

私たち委員は、今後も地域の身近な相談役としての役割を認識して、積極的に活動していきたいと思っております。

結びに皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

# 令和4年度市に対する「農業施策等に関する意見書」の提出

農業委員会では、農業者の代表機関として、農地等の利活用の最適化を推進するため令和3年9月15日に畠山 稔市長に「令和4年度上尾市農業施策等に関する意見書」を提出しました。意見書の主な内容としては、①遊休農地の発生防止・解消について(遊休農地化する前の支援策強化、保全管理のみでなく、耕作時に比較的手間のかからない販路を見込める作物の調査)、②担い手への集積・集約化について(農地の大区画など将来を見据えた基盤整備及び、農道、用排水路等の農業用構造物の長寿命化に向けた計画的な整備、修繕、認定農業者支援として補助金の拡充)、③新規参入の促進について(支援策、補助金の充実、新規就農者確保に向けたPRの促進)などについて意見をとりまとめたものになりました。今後も上尾市農業のために活動をしてまいります。

なお、当該意見書については、市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



市長への意見書の提出時の様子  
(撮影の為一時的にマスクを外しています。)



## 新規就農者への補助金

令和3年度から、新たに就農しようとする人に対し、予算の範囲内において補助金制度が創設されました。相談を受けるなどした際には、ご案内をお願いします。

対象は次の①～④の全てに該当する人となります。

- ① 市税を滞納していない市内在住の18～49歳
- ② 青年等就農計画の認定を受けている
- ③ 30㎡以上の農地(農業用施設の場合は10㎡)を取得していて、5年以上の期間、農業を営む予定がある
- ④ 国または県からこの要綱の規定による補助金に相当する給付を受けていない

上尾市新規就農者経営支援補助金は⑤にも該当していること

⑤ 農業大学校や民間の農業機関などで、おおむね1年以上の研修を受けているまたは当該研修を受けた人と同等の技量があると明らかに認められる

### 【補助内容】

- ① 【上尾市新規就農者経営支援補助金】 農業経営に係る必要な経費について1ヶ月当たり5万円(最大12ヶ月)
- ② 【上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金】 農業用機械取得や施設設置等について、補助対象経費の2分の1、最大100万円(中古品の場合・50万円)まで

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く  
申請に青年等就農計画の認定が必要です。  
申請前に必ず農政課にご相談ください。  
お問い合わせ 農政課 775-7384



# 農地パトロールを行いました



パトロールの様子

この調査の結果により、遊休農地とされた農地の所有者に対して利用意向調査を行いました。利用意向調査については、令和3年4月に農地法施行規則が改正され、すべての遊休農地が利用意向調査の対象となりました。引き続きご協力をよろしくお願いたします。

## 遊休農地の発生・違反転用を防ぐ

農業委員会では農地法の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行いました。これは、荒廃が著しい農地や無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消などを目的に行うものです。昨年と同様にタブレット端末を利用し、昨年の状況と見比べながら遊休農地や農地法に違反する無断転用地を確認しました。



遊休化した農地の例

遊休農地を放置すると、周辺の農地に迷惑を及ぼすだけでなく、ゴミの不法投棄の原因になるほか、冬季には枯れ草となり周辺住民に火災の不安を抱かせたり、病害虫発生の原因となる恐れがあります。

また、無断転用地は、法人が一億円以下の罰金、個人が三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられるほか、計画しようとする農地転用ができなくなる場合があります。

農業委員会は、農地の有効活用と適正利用を図るため、該当農地の所有者・利用者に対して指導を行っていきます。

## 土ぼこりの対策について

土ぼこりが発生すると周りの生活環境への影響だけでなく、優良土壌の流出にもつながります。対策方法を記載するので参考にしてください。

### ①耕耘時期の変更

作付けの直前まで耕耘を控えることで土の飛散・流出の防止になります。

### ②緑肥作物の種を播く

エン麦、ライ麦、くず麦といった緑肥作物を植えることで土の飛散・流出の防止となります。

### ③水を撒く

農地を湿潤化することで飛散の防止になります。

### ④防風設備・土留の利用

境界に防風ネットを設置したり、中低木や竜のひげ等を植栽することも対策となります。

## 野焼きの際には

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却することなど、農業を営むためにやむを得ず行う焼却はできますが、農業上であっても焼却が認められていないものがあります。

- ・廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等廃棄物の焼却
- ・大量のばい煙や悪臭が発生し、周囲に影響を与える焼却

野焼きの際には、周囲の住宅には声掛けや回覧などで周知をお願いします。



大谷地区の地頭方における人・農地プラン

令和2年10月から令和3年6月にかけて上尾市地頭方地区で、将来に向けた農用地活用座談会が開催されました。

地頭方地区の農業振興地域内は約19ヘクタールの農用地がまとまっていますが、跡継ぎがない農地があり、将来、耕作放棄地が増えてしまう懸念などの声がありました。そこで同地区農業委員の秋池堅司委員、地頭方街づくり協議会の小川和男会長、同協議会の島田貞美副会長らを中心となり農地活用の問題を提起し、元東海村農業委員会事務局長で地方公夢員研究所長の澤畑佳夫氏の進行のもと、地権者や新規就農希望者らが集まり、話し合いを重ねてきました。途中、新型コロナウイルスの影響で中断もありましたが令和3年6月に「人・農地プラン」として地域農業の将来像などを取りまとめることができました。翌7月には、さいたま農林振興センターや埼玉県農林公社の職員も交えての説明会も開催されました。
今後は、人・農地プランに基づき農地の集約を図り、新規就農者や農業参入法人等の受け入れを行い地域の持続可能な農業への取組を推進していきます。



農業者年金に加入しませんか

加入要件

①～③のすべてに該当している方であれば、どなたでも加入することができます。

- ①年間60日以上、農業従事している方
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満の方

こんな方におすすめ！

- ・農家の後継者
- ・農業経営者の奥さん
- ・早期退職後に農業を始めた方 など

詳しくは、農業者年金HP (<http://www.nounen.go.jp>)へ

加入するとメリットがたくさん！

- ◆少子高齢時代に強い、積み立て方式・確定拠出型の年金であるため、安定的な財政方式の年金です。
- ◇保険料は、月額2,000円～67,000円の間で、1,000円単位で自由に決めることができます
- ◆終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金が出ます
- ◇保険料は全額が社会保険料控除の対象となるなど、税制面の優遇措置があります
- ◆保険料の国庫補助があります

農業者年金

検索

収入保険制度があなたの収入を守ります！

平成31年1月から新たに始まった「収入保険」は、農業をされている方の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで、売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。

基本的に、農産物ならどのような品目でも対象となります。

保険料率は1・08%（50%の国庫補助後）で、収入保険に加入していれば、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。

保険期間中であっても自然災害や価格低下等により補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受け取ることが出来ます。

加入申請時に、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。詳しくは農業共済組合にお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合  
NOSA I 埼玉 上尾支所  
☎ 77916911

今号の表紙

表紙の写真は、市内菅谷地区で新鮮野菜の直売、サツマイモ掘りやキウイフルーツ狩りが楽しめる平野観光農園の様子です。

昭和57年ごろから始めた観光農園は、現在では、市内の幼稚園だけでなく、市外の幼稚園からも園児が訪れるなど、多くのお客様が足を運び、新鮮な地産農産物購入や収穫体験を気軽に楽しめる場所となっています。

農業委員会だより第16号編集委員

- 今川 修一 新木 英男
- 秋池 堅司 田中 隆司

